

# 青森県報

第二千三百二二号

平成十六年  
三月十七日  
(水曜日)

## 目次

### 訓 令

青森県事務改善委員会規程を廃止する訓令…………… (人事課) …… 一

### 告 示

青森県法令適用事前確認手続規程…………… (総務学事課) …… 一

生活保護法による医療機関の指定…………… (健康福祉課) …… 三

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正…………… (団体経営課) …… 三

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (同) …… 三

種畜の臨時検査の施行…………… (畜産課) …… 四

保安林の指定解除予定…………… (林政課) …… 四

### 公 告

漁船保険付保義務の発生…………… (水産振興課) …… 四

大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (経営振興課) …… 五

右 同…………… (同) …… 六

都市計画事業の変更認可…………… (都市計画課) …… 七

### 出 先 機 関

建設業者の許可の取消し…………… (青森県土整備事務所) …… 七

青森県営農高等学校の短期研修…………… (営農高等学校) …… 八

## 教育委員会

青森県教育委員会職員表彰規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 九

## 訓 令

青森県訓令甲第三号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務改善委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十六年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務改善委員会規程を廃止する訓令

青森県事務改善委員会規程(昭和三十八年四月青森県訓令甲第十号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 告 示

青森県告示第七十三号

青森県法令適用事前確認手続規程を次のように定める。

平成十六年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県法令適用事前確認手続規程

(趣旨)

第一条 この規程は、県民等が実現しようとする自己の事業活動等に係る具体的な行為に関し、当該行為が知事の権限に属する事務に係る法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）の条項の適用を受けるかどうかをあらかじめ確認するための手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（照会の手続）

第二条 自己の事業活動等に係る具体的な行為が特定の法令の条項の適用を受けるかどうかをあらかじめ確認しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により知事に照会しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該行為に係る個別的かつ具体的な事実

三 適用を受けるかどうかを確認したい特定の法令の条項

四 当該行為が当該条項の適用を受けるかどうかについての自己の意見及びその根拠

五 前各号に掲げる事項及び第四条第一項の規定による回答の内容（以下「照会内容等」という。）が公表されることに同意する旨

六 その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の書面に形式上の不備があるとき又は当該書面に記載された同項第二号の事実が特定の法令の条項の適用を受けるかどうかを判断するのに十分でないとき、同項の規定により照会した者（以下「照会者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（対象となる法令の条項）

第三条 前条第一項の規定により照会することができる法令の条項は、次のいずれかに該当する知事の権限に属する事務に係る法令の条項とする。

一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する申請に対する処分根拠を定める法令の条項であつて、当該条項に違反する行為が罰則の対象となるもの

二 行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分の根拠を定める法令の条項

三 行政手続法第二条第七号に規定する届出の根拠を定める法令の条項であつて、当該条項に違反する行為が罰則の対象となるもの

2 知事は、前項の法令の条項の目録を一般の閲覧に供するものとする。

（照会に対する回答）

第四条 知事は、照会者に対し、第二条第一項の規定による照会（以下「照会」とい

う。）があつた日から三十日以内に、書面により回答するものとする。ただし、同条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、慎重な判断を要する場合、事務処理上支障が生ずる場合その他正当な理由がある場合は、同項に規定する期間を照会があつた日から六十日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、照会者に対し、遅滞なく、回答の期限及び延長の理由を通知するものとする。

3 知事は、次に掲げる場合は、回答しないことができる。この場合において、知事は、照会者に対し、遅滞なく、その旨及び理由を通知するものとする。

一 照会に係る行為と類似の行為が争訟の対象となっている場合

二 照会に係る行為が当該照会に係る特定の法令の条項の適用を受けるかどうかについて既に公にされている場合

三 第二条第二項の規定により補正を求められた照会者が同項の規定により定められた期間内にその補正をしない場合

（照会内容等の公表）

第五条 知事は、前条第一項の規定により回答した日から三十日以内に、照会内容等を公表するものとする。ただし、照会内容等のうち青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第七条に規定する不開示情報に該当する部分については、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

2 照会者は、正当な理由があるときは、前項に規定する期間を延長することを請求することができる。

3 知事は、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、延長するかどうかを決定し、その決定の内容を照会者に通知するものとする。

（電子情報処理組織による照会等）

第六条 照会及び第四条第一項の規定による回答は、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該照会をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県告示第百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
あい薬局 きむら皮ふ科	青森市大字浜田字豊田一九八の一 五所川原市湊字千鳥二四の三の一	平成一六・三・一 "

青森県告示第百七十五号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表奥戸第二区域の項の次に次のように加える。

佐井村第一区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字長後字牛滝の区域	1 小型定置漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業
佐井村第二区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字長後字福浦の区域	1 小型定置漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業

佐井村第三区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字長後字長後の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
---------------------------------------	-----------------------

佐井村第四区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字佐井字磯谷の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
---------------------------------------	-----------------------

佐井村第五区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字佐井字糠森、字古佐井、字大佐井及び字矢越の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 2 小型定置漁業 3 主として底建網漁業
--	--

佐井村第六区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字佐井字原田の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
---------------------------------------	-----------------------

二の表脇野沢村区域の項を次のように改める。

脇野沢村区域 脇野沢村漁業協同組合の地区	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 2 底建網漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業
-------------------------	---

二の表佐井村第一区域の項から佐井村第四区域の項まで及び三の表佐井村第一区域の項から脇野沢村区域の項までを削る。

青森県告示第百七十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項

の規定により公示する。

平成十六年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称） 西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎五八の一 横磯漁業生産組合 西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三四〇の二六 鳴海 治雄	区域 深浦区域	区分 たい・ぶり定置 漁業及び内水面 以外水面にお いて漁具を水 深二十メートル 以上の水中に 設置して主とし てぶりをとる漁 業
--	------------	--

青森県告示第七十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する種畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により公表する。

平成十六年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 検査家畜の種類

種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する馬

二 検査期日及び検査場所

検査期日 平成一六・三・二六	検査場所 三戸郡五戸町上長下六四の六四 ミウラファーム畜舎
-------------------	-------------------------------------

青森県告示第七十八号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二

十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

青森市大字横内字鏡山一四の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林を解除しようとする理由

鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十六年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名 上北郡六ヶ所村大字平沼字追館六六番地一 中 岫 昌 三 上北郡六ヶ所村大字平沼字追館一一番地 高 松 政 二 上北郡六ヶ所村大字平沼字追館一番地一 中 岫 武 満	加入区 六ヶ所
--	------------

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
MAXデパート 弘前店  
弘前市大字高田二丁目一の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社デンコードー  
宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇  
代表取締役社長 井上元延
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社デンコードー  
宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇  
代表取締役社長 井上元延
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十六年十一月五日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
四、四六三平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数  
二八一台（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数  
一四五台（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 3 荷さばき施設の位置及び面積  
九五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
六〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前九時  
閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (一) 第一駐車場、第二駐車場  
午前八時三十分から翌午前零時十五分まで
- (二) 第三駐車場、第四駐車場  
午前八時三十分から午後九時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

九か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後七時三十分まで

八 届出年月日

平成十六年三月四日

九 届出書及び添付書類の縦覧

- 1 場所  
青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所
- 2 期間  
平成十六年三月十七日から同年七月十七日まで
- 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限  
平成十六年七月十七日
- 2 提出先  
青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
二トリ弘前店  
弘前市大字末広二丁目一の四外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社二トリ  
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五の八〇  
代表取締役社長 似鳥昭雄
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社二トリ  
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五の八〇  
代表取締役社長 似鳥昭雄
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十六年十一月十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
六、九四三平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
1 駐車場の位置及び収容台数  
一八七台（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 2 駐輪場の位置及び収容台数

一五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積  
二一〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
九一立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前十時  
閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後八時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前九時から午後八時まで

八 届出年月日

平成十六年三月四日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年三月十七日から同年七月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年七月十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

都市計画事業の変更認可

青森都市計画事業の変更認可について平成十六年三月八日東北地方整備局告示第十  
三号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定に  
より次のとおり公告する。

平成十六年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業（三・三・七号中央大通り荒川線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の変更認可

青森都市計画事業の変更認可について平成十六年三月八日東北地方整備局告示第十  
四号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定に  
より次のとおり公告する。

平成十六年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業（三・四・一号浦島造道線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり  
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 平内土建

二 氏名 阿部 キミエ

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字口広字田野沢一八の四

四 許可番号 青森県知事許可（般・一四）第一六一一五号

五 取消年月日 平成十六年三月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年三月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により  
確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

青森県営農大校告示第一号

青森県営農大校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第七条第一項の規定により、次のとおり短期研修（農業機械利用技能者育成研修）を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年三月十七日

青森県営農大校長 米 田 豊

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
指導農業機械士養成研修	平成十七年一月三十一日から二月四日まで	十人	農業機械士認定者	指導農業機械士技能検定試験受験資格取得
農業機械士養成研修	平成十六年七月五日から同月九日まで	二十七日	青森県農業大校生	農業機械士技能検定試験受験資格取得
	平成十六年八月二十三日から同月二十七日まで	三十五人	青森県営農大校生	
	平成十六年九月六日から同月十日まで	三十五人	青森県営農大校生	
	平成十六年十二月六日から同月十日まで	二十人	農業者及び農業関係者	

研修	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
農作業安全研修	平成十六年八月九日から同月十三日まで	十八人	農業者及び農業関係者	大型特殊自動車運転免許（農耕用）試験受験及び農業機械士養成研修教科の一部
現地農作業安全研修	平成十六年七月二十六日から同月三十日まで	十八人	農業者及び農業関係者	
トラクタ基礎研修	平成十六年六月三日から同月十一日まで	二十四人	青森県営農大校生	
	平成十六年六月十日から同月十八日まで	二十三人	青森県営農大校生	
	平成十六年七月十七日から同月二十五日まで	二十三人	青森県営農大校生	
	平成十六年七月十二日から同月二十二日まで	三十五人	青森県営農大校生	
けん引技術研修	平成十六年四月十五日から同月二十八日まで	十七人	青森県営農大校生	けん引自動車運転免許（農耕用）試験受験



教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令第1号

青森県教育委員会職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月十七日

青森県教育委員会教育長

花 田 隆 則

庁 内 一 般  
教 育 事 務 所  
所 轄 教 育 機 関

特別研修	各市町村長又は農業関係団体の長と協議の上、その都度実施する。	若干名	各市町村長又は農業関係団体の長と協議の上、その都度決定する。	
	平成十六年五月六日から同月十九日まで	十六人		
	平成十六年五月二十日から六月二日まで	十六人		
	平成十六年九月十五日から同月二十二日まで	十六人	農業者及び農業関係者	
	平成十六年十一月十七日から同月二十五日まで	十六人		

青森県教育委員会職員表彰規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員表彰規程（昭和四十三年六月青森県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第一条中「班」を「グループ」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川一丁目一七番五  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭